



「生ごみ削減・鳥獣対策に」

コンポストを設置している人の話(酒田地区)

「取り残した作物と家庭から出る生ごみをコンポストに入れて、たい肥化しています。

コンポストの導入前は取り残した作物が残っていると、そこに動物が集まりほかの作物の食害につながることもありましたが、導入後は動物の足跡や食害が減少しました。ふたをすることで、臭いを閉じ込めることができ重宝しています。鳥獣対策だけでなく、生ごみの削減にも繋がり、一石二鳥になっています。」

取り残しの野菜が野生動物の餌となり、その味を覚えた個体が再び農地に訪れることで食害が発生しています。被害を防ぐためには、**作物を捨てない、残さない、たい肥化**する場合は**コンポスト**などを利用する、**電気柵**を設置するなどの対策を講じることが重要です。



コンポスト購入に報奨金

家庭から出る生ごみをたい肥化するために、コンポストや電気式生ごみ処理機の購入に対して報奨金を交付しています。

▶交付対象

- ・浪江町内に住所を有し、かつ居住している人。
- ・町税に未納がない人。
- ・生ごみ処理容器等を設置できる敷地を有している人。
- ・買い替えの場合は購入してから5年以上経過していること

▶報奨金の額

購入金額の半分、上限は30,000円まで。

▶申請に必要なもの

- ・報奨金交付申請書
- ・領収書(原本)
- ・振込先口座の通帳の写し
- ・商品が分かるパンフレットなど



詳しくはこちら

問 住民課除染環境係 TEL 0240(34)0228



特定外来生物(アライグマ)対策事業の講習会

町内で多く出没しているアライグマを減少させ、被害軽減を図るための捕獲講習会を実施します。

この講習会を受講することで、通常は捕獲ができない猟期外でも個人でアライグマの捕獲が可能になります。捕獲頭数に応じた報奨金も支給されますので、この機会にご参加ください。

▶日時

8月21日(水)
13時30分～14時30分

▶場所

浪江町役場2階中会議室

▶定員 先着20人

▶申込期限

8月19日(月)まで

▶注意点

- ①狩猟免許の有無にかかわらず受講が可能です。
- ②昨年度講習会に参加した人でも、今回受講できない場合は、捕獲は行えません。
- ③報償金は予算の範囲内で支給します。

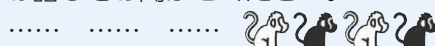


申 農林水産課農林水産係 TEL 0240(34)0246



町では有害鳥獣対策に取り組む皆さんをサポートしていきます。

皆さんの鳥獣対策がありましたら、ぜひお話しをお聞かせください。



問 農林水産課農林水産係
TEL 0240(34)0246



農林水産課の有害鳥獣対策を紹介

防護柵の貸与(出荷を目的とした農地に限る)

追い払い花火の配布

鳥獣被害に関する勉強会



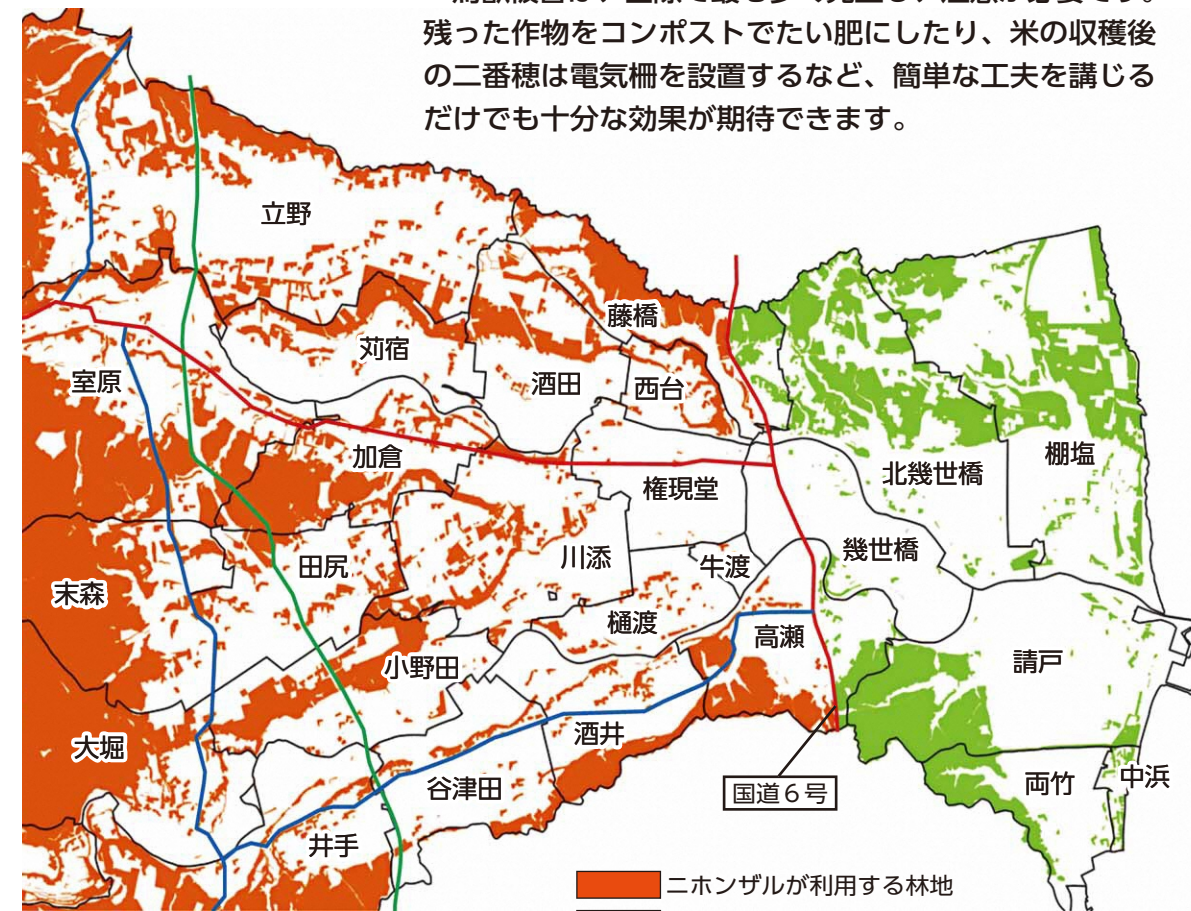
町ホームページでもご覧いただけます



けもの掲示版



鳥獣被害は、山際で最も多く発生し、注意が必要です。残った作物をコンポストでたい肥にしたり、米の収穫後の二番穂は電気柵を設置するなど、簡単な工夫を講じるだけでも十分な効果が期待できます。



町内地図
(津島地区を除く)



国道6号以西の林には
ニホンザルが多く生息しています

獣の種類	被害の可能性が高い農地	対策 (優先度が高い順)	被害にあいやすい作物
イノシシ	町内全域の林に隣接する農地と津島地区の全農地	①刈払いを行い見通しを良くする ②電気柵の設置	水稻、タマネギ(播種、移植直後)、イモ類、球根、デントコーン
ニホンザル	国道6号の西側の林に隣接する農地と谷津田地区、津島地区	①林の近くでは、サルに狙われにくい作物(水稻・牧草)を栽培	タマネギ(出荷前の柔らかいもの)、果樹、野菜全般、菜の花